第

5 7 4 2

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2017年)$ 平成29年 6月 28日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ ゴルフ接待における飲食費

 \mathbf{Q} : ゴルフ接待をする場合、飲食費が1人当たり5,000円以下であれば飲食交際費として損金に算入することができますか?

A:ゴルフ接待での飲食は、ゴルフ接待と 一体のものですから、飲食費だけを取り出し て金額判定することはできません。

【解説】

交際費、接待費、機密費その他の費用で、 その得意先や仕入先その他事業に関係のある 者に対して接待、供応、慰安、贈答その他こ れらに類する行為のために支出するものは税 務上、「交際費等」となり、原則、損金不算 入ですが、飲食その他これに類する行為のた めに要する費用(もっぱら当該法人の役員も しくは従業員又はこれらの親族に対する接待 等のために支出するものを除く)で1人当た り5,000円以下の飲食費については、例外的に 損金算入が認められています。

つまり、本来の交際費等に該当する行為に伴ってする飲食は「交際費等」となり、単なる飲食その他これに類する行為のために要する費用についてだけが「5,000円以下の飲食交際費」となるのです。

したがって、ゴルフ接待に伴う飲食は、ゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出しても5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことは認められません。

この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と 別会計になっていたとしても同様です。







